

## 米生産者が活用できる支援(1/4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
経営の継続に向けた取組を支援	<p><b>【経営継続補助金】</b>  農林漁業者が行う、  (1) 農協、森林組合、漁協等「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む<u>経営の継続に向けた取組</u>を支援  ① 国内外の販路の回復・開拓  ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換  ③ 円滑な合意形成の促進等  ※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。</p> <p>(2) 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策</p>	<p>支援対象：  農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数が20人以下のもの  補助率：  (1) 3/4（補助上限額は100万円（共同申請の場合は、1,000万円））  (2) 定額（（1）の補助額が上限。ただし50万円まで（共同申請の場合は、500万円まで））</p>	<p>経営局経営政策課  TEL：03-6744-0576</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶紹介動画</a></p>





## 米生産者が活用できる支援(2/4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援	<b>【コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業】</b> ①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援 ②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援	① 支援対象：食品製造業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	①政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108 <a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">実施要綱・要領</a> ②政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069 <a href="#">もっと知りたい</a> <a href="#">実施要綱・要領</a>
酒造好適米の保管経費に対する支援	<b>【米穀周年供給・需要拡大支援事業】</b> 酒造好適米について、長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、保管経費の支援対象期間を以下のとおり拡大 ① 令和元年産：令和3年4月～10月 ② 令和2年産：令和2年11月～令和3年3月	支援対象：集荷業者・団体 補助率：定額（1/2相当） 事業実施主体：集荷業者・団体	政策統括官付農産企画課 TEL：03-6738-8974 <a href="#">もっと知りたい</a>
輸出用日本酒向け酒造好適米への支援	<b>【水田活用の直接支払交付金】</b> 輸出用日本酒の原料となる令和2年産の酒造好適米について、水田活用の直接支払交付金の産地交付金の新市場開拓用米（2万円/10a）の対象に追加	支援対象：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農 補助率：定額 事業実施主体：国	政策統括官付穀物課 TEL：03-3597-0191 <a href="#">もっと知りたい</a>
農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援	<b>【農の雇用事業】</b> ※令和2年当初予算 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成	支援対象：経営体 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162 <a href="#">もっと知りたい</a>

米生産者が活用できる支援(3/4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援</p>	<p>【シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業】※令和元年度補正予算 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成</p>	<p>支援対象：研修機関 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a></p>
<p>金融支援</p>	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等</p>	<p>経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶紹介動画</a></p>
<p>持続化給付金</p>	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で<u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p><u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u></p>	<p>経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183</p> <p><a href="#">▶もっと知りたい</a> <a href="#">▶農林漁業者向けパンフレット</a></p> <p><a href="#">▶紹介動画 (基本情報編)</a></p> <p>【個人向け】 <a href="#">▶申請要領</a> <a href="#">▶紹介動画</a></p> <p>【法人向け】 <a href="#">▶申請要領</a> <a href="#">▶紹介動画</a></p> <p>【申請ページ】 <a href="#">▶申請ページ</a></p>

米生産者が活用できる支援(4/4)

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
<p>雇用調整助成金</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成                  &gt;中小企業 4/5、                  &gt;大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ                  &gt;中小企業 9/10～10/10、                  &gt;大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合                  &gt;中小企業 2,400円/日加算                  &gt;大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p> </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 &lt;提出先は<u>こちら</u>から&gt;</p> <p>※オンラインでの申請も可能（現在整備中）</p>
<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成。</u> （令和2年2月27日から令和2年9月30日までの有給休暇に適用）</p>	<p>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</p> <p>（令和2年2月27日から3月31日までの有給休暇）                  ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から9月30日までの有給休暇）                  ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p> </p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>